

26水管第2214号
平成26年2月25日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第235号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の
規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成25年11月27
日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同
条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた
場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第
9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案				現行			
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画				海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画			
平成25年11月27日公表 平成26年 2月25日一部改正				平成25年11月27日			
第1・第2 (略)				第1・第2 (略)			
第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項				第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項			
1～3 (略)				1～3 (略)			
4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。				4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。			
(単位：トン)				(単位：トン)			
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成26年7月～平成27年6月		1	さんま	平成26年7月～平成27年6月	
2	すけとうだら	平成26年4月～平成27年3月	257,000	2	すけとうだら	平成26年4月～平成27年3月	
3	まあじ	平成26年1月～12月	226,200	3	まあじ	平成26年1月～12月	226,200
4	まいわし	平成26年1月～12月	429,000	4	まいわし	平成26年1月～12月	429,000
5	まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月		5	まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月	
6	するめいか	平成26年4月～平成27年3月	301,000	6	するめいか	平成26年1月～12月	234,000
7	ずわいがに	平成26年7月～平成27年6月		7	ずわいがに	平成26年7月～平成27年6月	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

- 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	235,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	164,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	203,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	401,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,806</u>

(注1・2) (略)

(注1・2) (略)

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

- 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	235,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	164,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	203,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	401,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,578</u>

(注1・2) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>160,600</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	225,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	<u>47,300</u>
		大中型まき網漁業	<u>14,600</u>
		いか釣り漁業	<u>60,500</u>
		小型するめいか釣り漁業	<u>83,400</u>
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	225,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	<u>36,200</u>
		大中型まき網漁業	<u>11,200</u>
		いか釣り漁業	<u>46,400</u>
		小型するめいか釣り漁業	<u>63,900</u>
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	52,000
		(3) 太平洋の海域	106,000
2	ずわいがに	(1) A海域	2,979
		(2) B海域	29
		(3) D海域	375
		(4) E海域	423

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	53,000
		(3) 太平洋の海域	101,000
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) (略)

(注2) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	52,000
		(3) 太平洋の海域	106,000
2	ずわいがに	(1) A海域	2,751
		(2) B海域	29
		(3) D海域	375
		(4) E海域	423

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	
		(2) オホーツク海の海域	
		(3) 太平洋の海域	
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) (略)

(注2) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	31
山形県	59
新潟県	337
富山県	48
石川県	410
福井県	278
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	31
山形県	59
新潟県	337
富山県	28
石川県	349
福井県	207
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

<p>(1) (略)</p> <p>(2) すけとうだら (単位：トン)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">都道府県名</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">北海道</td> <td style="color: red;">93,900</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第7～第12 (略)</p>	都道府県名	数 量	北海道	93,900	<p>(1) (略)</p> <p>(2) すけとうだら (単位：トン)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">都道府県名</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第7～第12 (略)</p>	都道府県名	数 量		
都道府県名	数 量								
北海道	93,900								
都道府県名	数 量								

※ ただし、第3の4の表6の項及び第4の2の表6の項に掲げる部分は、平成26年4月1日付けで変更する。